

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者様の診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

2024年6月より医療情報取得加算として以下の通り、診療報酬点数を算定します。

【マイナ保険証を利用する場合】

初診時：1点

再診時：1点（3月に1回）

【マイナ保険証を利用しない場合】

初診時 3点

再診時 2点（3月に1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

2024年5月

東和会いばらき病院